倉敷民商弾圧事件で証拠・証人の採用を求める要請書

岡山地方裁判所第1刑事部

裁判長・本村曉宏 様

〈要請内容〉

刑事裁判では、強大な権限をもつ国（検察）に対して、一市民である被告人は極めて弱い立場にあります。裁判所が、被告人の言葉と真摯に向き合わず、検察官の主張を鵜呑みにすれば、冤罪を生むことになります。

岡山・倉敷民商弾圧事件（禰屋裁判）において、差戻し前の岡山地裁の裁判官は、弁護団の求める証人をただ1人しか採用せず、有罪判決を言い渡しました。その判決は、高裁で証拠は違法と断じられ、差戻しになりました。

裁判官のみなさんには、同じ間違いを犯さないでください。無実を訴えながら、11年も被告人とされている禰屋町子さんの訴えと弁護団の主張に十分耳を傾けてください。そして、弁護団の求めるすべての証人・証拠を採用してください。

**私の思い**

**２０２５年８月　　日**

**〈要請者〉**

**氏名又は団体名**

**住所（県名・市町村名）**